

事務連絡  
令和8年5月1日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室長

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県を除く都府県における  
野鳥サーベイランスの対応レベルの引き下げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」では、4月末時点で高病原性鳥インフルエンザの発生が継続していない地域（発生都道府県及び陸地で隣接する都道府県）については、野鳥サーベイランスにおける対応レベルを「対応レベル1」に引き下げることとされています。

令和8年4月30日（木）24時現在、野鳥監視重点区域の指定が継続している3道県（北海道、青森県及び岩手県）並びに当該道県と陸地で隣接する2県（宮城県、秋田県）を除く42都府県につきましては、現在実施している野鳥サーベイランスにおける対応レベルを本日付で「対応レベル1」に引き下げましたのでお知らせいたします。

貴都道府県管内において、高病原性鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、速やかに地方環境事務所等又は鳥獣保護管理室までお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、北海道、岩手県、青森県、宮城県及び秋田県につきましては、マニュアルに基づき、「対応レベル3」を継続いたします。

<本件連絡先>  
環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室  
担当者名：白出、田中  
TEL：03-5521-8285  
Mail：SHOTARO\_SHIRADE@env.go.jp  
NANAMI\_TANAKA@env.go.jp